

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 公告資料に係る正誤表(令和5年9月26日)

No.	資料名	該当箇所					項目名	訂正前	訂正後
		頁	章 又は 条	大項目 又は 項	中項目 又は 号	小項目			
1	要求水準書	38	第3	1	(5)	ユーティリティ	維持管理・運営に必要な電力及び上水は、局から有償で支給する。ただし、消化ガス及び三次処理水は、局の支障のない範囲において無償で支給する。	維持管理・運営に必要な上水は、局から有償で支給する。ただし、消化ガス、電力及び三次処理水は、局の支障のない範囲において無償で支給する。	
2	審査基準	7	別紙1	(1)	エ	電力コストの縮減	評価点 =(25.6-[全応募者からの提案の最小値]) ÷(25.6-[当該応募者からの提案値])×40 点	評価点 =(25.6-[当該応募者からの提案値])÷ (25.6-[全応募者からの提案の最小値])× 40点	
3	基本協定書(案)	6	第12条	1	(2)	協定の解除	優先交渉権者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったとき。ただし、優先交渉権者の全部又は一部が参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなったときにおいて、局が指定する期間内に、参加資格要件を満たすと局が承諾する後継企業に対して、 全ての優先交渉権者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。	優先交渉権者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったとき。ただし、優先交渉権者の全部又は一部が参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなったときにおいて、局が指定する期間内に、参加資格要件を満たすと局が承諾する後継企業に対して、 参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった優先交渉権者の全部又は一部が本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。	
4	基本契約書(案)	8	第19条	1	(2)	契約の解除	事業者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったとき。ただし、事業者の全部又は一部が参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったときにおいて、局が指定する期間内に、参加資格要件を満たすと局が承諾する後継企業に対して、 全ての事業者の本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。	事業者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったとき。ただし、事業者の全部又は一部が参加資格要件を満たしていないか、又は満たさなくなったときにおいて、局が指定する期間内に、参加資格要件を満たすと局が承諾する後継企業に対して、 参加資格要件を満たしていないか又は満たさなくなった事業者の全部又は一部が本事業に関連する契約上の地位を承継させたときを除く。	
5	維持管理・運営契約書(案)	2	第3条	1	(6)	用語の定義	「契約金額」とは、乙の 以下の業務の対価 として、甲が乙に対して支払う費用をいう。	「契約金額」とは、乙の本業務に係る対価として、甲が乙に対して支払う費用をいう。	
6	維持管理・運営契約書(案)	2	第3条	1	(8)	用語の定義	「事業契約」とは、基本契約、設計・建設契約、 維持管理・運営 本契約をいう。なお、副産物等売買単価契約は、甲及び副産物等利活用実施事業者の間で締結される場合にのみ事業契約に含むものとする。	「事業契約」とは、基本契約、設計・建設契約、本契約をいう。なお、副産物等売買単価契約は、甲及び副産物等利活用実施事業者の間で締結される場合にのみ事業契約に含むものとする。	
7	維持管理・運営契約書(案)	9	第42条	1		賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	甲及び乙は、予期することのできない特別の事情により、 維持管理・運営期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、相手方に対して 当該会計年度 における第36条に規定する契約金額の変更を求めることができる。	甲及び乙は、予期することのできない特別の事情により、 維持管理・運営期間内(最終事業年度を除く。) に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、相手方に対して 翌年度以降 における第36条に規定する契約金額の変更を求めることができる。	
8	維持管理・運営契約書(案)	11	第47条	1		違約金の特別規定	乙は、 第44条 第12号、第13号又は第14号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、 第43条 第14号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。	乙は、 第44条 第1項第12号、第13号又は第14号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、 第44条 第1項第14号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。	
9	維持管理・運営契約書(案)		別紙4	5	(1)	上水費	下記の算定式により調整額を算定する。 $W_N = W_{GN} \div W_{BN} \times (W_{FN} \div W_{CN} - \bullet)$ 各項目の内容は以下のとおりである。 W _N : 当該年度の上水費調整費 W _{GN} : 当該年度において本施設で使用した上水使用量(m³) W _{BN} : 本事業の事業者提案による年間上水使用量(m³) W _{FN} : 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水費(円) W _{CN} : 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水使用量(m ³) ●: 本事業の事業者募集時における指定単価(円/m ³)	下記の算定式により調整額を算定する。 $W_N = W_{GN} \times (W_{FN} \div W_{CN} - \bullet)$ 各項目の内容は以下のとおりである。 W _N : 当該年度の上水費調整費 W _{GN} : 当該年度において本施設で使用した上水使用量又は本事業の事業者提案による年間上水使用量のうちいずれか少ない量(m ³) W _{FN} : 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水費(円) W _{CN} : 当該年度における森ヶ崎水再生センター全体での上水使用量(m ³) ●: 本事業の事業者募集時における指定単価(円/m ³)	
10	維持管理・運営契約書(案)		別紙4	6	(1)	総則	対価について著しく物価水準が変動した場合、対価の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、 毎年度12月に当該年度分の契約金額について行うもの とする。	対価について著しく物価水準が変動した場合、対価の見直しを行う。この見直しに係る調査は、原則として年1回とし、 毎年度12月に当該年度分の契約金額について行い、対価の見直しは、下記(2)及び(3)に従って翌年度以降の契約金額を見直す方法で行うもの とする。	
11	維持管理・運営契約書(案)		別紙4	6	(2)	見直しの条件	対価を構成する費用項目に対応した参照指標(表1)の変化率及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の対価の変動率が、 ±1000分の10 を超える場合に見直しを行うものとする。	対価を構成する費用項目に対応した参照指標(表1)の変化率及び各費用項目の額から算出される物価変動等による当該年度の対価の変動率が、 ±1.0パーセント を超える場合に見直しを行うものとする。	
12	維持管理・運営契約書(案)		別紙4	6	(3)	算出方法	以下のとおり 当該年度 の見直し後の対価を決定する。	上記6(2)で見直しの条件を満たすと判断された年度の末までに、以下のとおり 翌年度以降 の見直し後の対価を決定する。	

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 公告資料に係る正誤表(令和5年9月26日)

No.	資料名	該当箇所					項目名	訂正前	訂正後
		頁	章 又は 条	大項目 又は 項	中項目 又は 号	小項目			
13	維持管理・運営 契約書(案)		別紙4	6	(3)	ウ	見直し後の対価	<p>次の式により、<u>当該年度の見直し後の契約金額</u>の変動率を算出する。 $\beta = (Y/X-1) \times 100$ β: 変動率(パーセント) X: 物価変動等考慮前の<u>当該年度</u>の対価 Y: 物価変動等考慮後の<u>当該年度</u>の対価 ※YはXの各費用項目の額に上記イで求めた各指標のαを加味して算出する。 なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。</p> <p>上記の式により算出したβの<u>±1000分の10</u>を超える部分のみを<u>当該年度</u>の対価から減じ又は加えるものとする。<u>なお、精算は、この契約の第38条の定めにかかわらず両者合意した期限までに行うものとする。対価は、上記で算定された対価と消費税及び地方消費税の合計額となる。</u></p>	<p>次の式により、<u>翌年度以降の見直し後の対価</u>の変動率を算出する。 $\beta = (Y/X-1) \times 100$ β: 変動率(パーセント) X: 物価変動等考慮前の<u>翌年度以降</u>の対価 Y: 物価変動等考慮後の<u>翌年度以降</u>の対価 ※YはXの各費用項目の額に上記イで求めた各指標のαを加味して算出する。 なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。</p> <p>上記の式により算出したβの<u>±1.0パーセント</u>を超える部分のみを<u>翌年度以降の見直し前</u>の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とし、見直し後の対価と消費税及び地方消費税の合計額が見直し後の契約金額となる。</p>